

出雲市子ども・子育て支援事業計画の骨子について

<計画の構成>

※基本的に「いきいきこどもプラン」の構成を引き継ぐ。5か年事業計画等については新たな章で記載する。	いきいきこどもプラン
<p>[構成(案)]</p> <p>第1章 計画策定にあたって</p> <p><u>I 計画策定の趣旨・位置づけ</u></p> <p>II 計画の基本的視点</p> <p>III 計画の期間</p> <p><u>IV 計画の対象</u></p> <p>V 策定の方法</p> <p>第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>I 基本理念</p> <p>II 施策の体系</p> <p>第4章 施策内容</p> <p><u>第5章 5か年事業計画(見込み・確保方策)</u></p> <p><u>第6章 計画の推進体制(PDCAサイクルの確保)</u></p> <p>資料編</p>	<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>I 計画策定の趣旨</p> <p><u>II 計画策定の位置づけ</u></p> <p>III 計画の基本的視点</p> <p>IV 計画の期間</p> <p>V 策定の方法</p> <p>第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>I 基本理念</p> <p>II 施策の体系</p> <p><u>III 基本的な取り組み方針</u></p> <p>第4章 施策内容</p> <p>資料編</p>

<計画の内容>

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨・位置づけ

▼本市事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、26年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画に位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載する。

※次世代育成支援対策推進法が延長された場合、同法に基づく計画にも位置付ける。

▼子ども・子育て支援新制度は、以下のような考え方に基づいています。

- | |
|---|
| <p>▽ 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。</p> <p>▽ 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で支援していくことを目指しています。</p> <p>▽ 子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的責任が保護者にあることを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長や子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。</p> |
|---|

II 計画の基本的視点

※基本的に「いきいきこどもプラン」の基本的視点を引き継ぐが、基本指針も考慮して設定する。

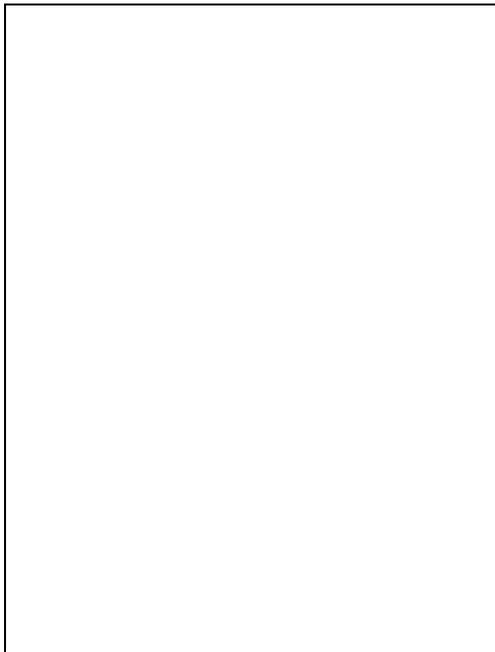
[基本的視点（案）]

いきいきこどもプラン

[基本的視点]

▽子どもの視点から考える

- ・子どもの幸せを第一に考え、子どもの立場に立って、その利益が最大限に尊重される施策の展開を図ります。
- ・子育ては家庭が第一義的な責任をもつという基本認識のもと、男女がお互いに協力して子育てに取り組むといった観点から施策を推進します。
- ・子どもたちが、自ら学び、考え、問題を解決する確かな生きる力を身につけ、豊かな人間性を形成する取り組みを進めます。



▽社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点をもつ

- ・子どもを心身ともに健やかに育むために、家庭はもちろん、地域、企業、行政をはじめ社会全体が様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携した施策を推進します。
- ・子育て家庭の孤立化などの問題を踏まえ、地域のすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みを進めます。

▽子育てしやすいまちづくりの視点をもつ

- ・子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実とともに、人と人とのつながりを軸にした安らぎに満ちたまちづくりを推進します。

Ⅲ 計画の期間

- ▼27年度から31年度までの5か年間とする。

Ⅳ 計画の対象

- ▼出生前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子どもとその家庭とする。

Ⅴ 策定の方法

- ▼ニーズ調査の実施

- ▼いきいきこどもプランの進行状況を踏まえた見直し

- ▼市民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施

- ▼本市の他の行政計画との関係について記載

- ・関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定。
- ・計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進める。

- ▼上位計画・関連計画について記載

(記載が想定される計画等) ※次期の計画等と連携・整合を図る。

- ・出雲市総合振興計画 新たな出雲の国づくり計画「出雲未来図」[24～33年度]
- ・第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [24～28年度]
- ・第2次出雲市DV対策基本計画 [24～26年度] (※)
- ・第2期出雲市教育振興計画 [25～28年度]
- ・出雲市健康増進計画 [20～29年度]
- ・第2次出雲市食育のまちづくり推進計画 [24～28年度]
- ・第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [25～29年度]
- ・第3期出雲市障がい福祉計画 [24～26年度] (※)
- ・出雲市子ども・若者ビジョン [24～28年度]

第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題

▼本市における子ども・子育てに関する現状、これまでの取組（成果）、課題を記載。

- ・これまでの本市の取組・調査等（ニーズ調査など）を踏まえ記載。
- ・子ども・子育てに関する状況の変化と対応すべき事項の多様化・複雑化について記載するとともに、状況・課題を項目立てて記載。

※基本的に「いきいきこどもプラン」の項目を引き継ぐ。	いきいきこどもプラン
[項目を構成する事項（案）]	
I 少子化の動向	I 少子化の動向
1. 人口の推移	1. 人口の推移
2. 出生数の推移	2. 出生数の推移
II 世帯・就労の状況	II 世帯・就労の状況
1. 婚姻・離婚の状況	1. 婚姻・離婚の状況
2. 世帯の状況	2. 世帯の状況
3. 就労の状況	3. 就労の状況
III 子育て支援の実施状況	III 子育て支援の実施状況
1. 相談・健康づくり支援の実施状況	1. 相談・健康づくり支援の実施状況
2. 保育サービスの実施状況	2. 保育サービスの実施状況
3. 小学生の状況	3. 小学生の状況
4. 児童虐待の状況	4. 児童虐待の状況
IV 子育て支援についての市民意識（アンケート結果から）	IV 子育て支援についての市民意識（アンケート結果から）
V 基本的な課題	V 基本的な課題
1. 少子化の進行への対応	1. 少子化の進行への対応
・少子化や核家族化、晩婚化	
・ひとり親家庭の増加等	
2. 家庭ですこやかに養育するための保育ニーズへの対応	2. 家庭ですこやかに養育するための保育ニーズへの対応
3. 地域の子育て機能低下への対応	3. 地域の子育て機能低下への対応
4. 子育てに関する負担軽減への対応	4. 子育てに関する負担軽減への対応
5. 様々な困難を示す子どもへの対応	5. 様々な困難を示す子どもへの対応
・支援を必要とする児童の増加	
6. 子どもの養育環境における課題の深刻化	
・児童虐待相談件数の増加	
・配偶者等からの暴力（DV）	
7. 思春期・青年期の居場所づくりへの対応	6. 思春期・青年期の居場所づくりへの対応
	7. 地域医療の将来への対応

II 施策の体系

※基本指針の内容を基に策定する。	いきいきこどもプラン
[基本目標・基本施策(案)]	[基本目標・基本施策] 基本目標Ⅰ 子育て力・教育力のアップ 基本施策1. 育児・教育相談体制の整備 基本施策2. 家庭や地域の教育力の向上 基本施策3. 次代の親の育成 基本目標Ⅱ 子どもと親の心と身体健康増進 基本施策1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 基本施策2. 育児不安の軽減と虐待予防 基本施策3. 健やかな発育・発達と基本的な生活習慣の確立支援 基本施策4. 思春期保健 基本目標Ⅲ 子育てを支える保育・教育の推進 基本施策1. 発達段階に応じた保育内容・幼児教育の充実 基本施策2. 障がい児の自立支援 基本施策3. 子どもの健康・体力づくり 基本施策4. 子どもの生きる力の育成 基本施策5. 保育・教育環境の整備 基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立支援 基本施策1. 保育サービス等の充実 基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し 基本施策3. 男女共同参画社会の推進 基本目標Ⅴ 子育てを応援する地域づくり 基本施策1. 地域における子育て支援 基本施策2. 子育て支援のネットワークづくり 基本施策3. 児童虐待防止対策の充実 基本施策4. 子どもの健全育成 基本施策5. ひとり親家庭等の自立支援の推進 基本目標Ⅵ 子育てを支援する生活環境の整備 基本施策1. 良好な居住環境の整備 基本施策2. 安全・安心のまちづくり 基本施策3. 子育ての経済的支援

第4章 施策内容

- ▼いきいきこどもプランを踏まえ、基本施策ごとに取り組み内容・事業を記載。
- ▼記載する取り組み内容・事業は、就学前児童に係る子ども・子育て支援施策を基本とするが、必要に応じて就学後児童に係る施策も記載する。
- ▼可能なかぎり評価指標を設定する。
- ▼教育・保育施設・事業、地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）についても、この項目において、目標（31年度の確保内容）及び施設・事業ごとの見込みの算定の考え方を記載。（5か年事業計画については、次章で記載）
- ▼事業計画の任意記載事項についても記載

取組・事業により各部会で検討

（以下についても施策内容に盛り込む）

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ▼認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）。
- ▼質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ▼幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進
- ▼保幼小連携、0～2歳に係る取組みと3～5歳に係る取組みの連携

幼稚園・保育所課題等検討部会で検討

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ▼保護者が、育休・産休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- ▼育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳からの質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

幼稚園・保育所課題等検討部会で検討

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

▼都道府県が行う施策との連携に関する事項及び市の実情に応じた施策を記載。

- (1) 児童虐待防止対策の充実

社会養護検討部会で検討

- (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

社会養護検討部会で検討

- (3) 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

発達支援検討部会で検討

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

▼県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組みを進める。

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

- ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ・好事例の収集・提供等
- ・企業における研修の実施等
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組み支援

社会養護検討部会で検討

- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

社会養護検討部会で検討

第5章 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施計画（5か年事業計画（見込み・確保方策））

- ▼新制度の給付対象となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域ごとに、27年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載。
- ▼量の見込みは、現在の利用状況（実績）と利用希望（ニーズ調査等で把握）、社会増減等を踏まえて設定。

1. 教育・保育提供区域

- ▼「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める。…地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する（小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等）。
- ▼教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本（実態により異なる区域とすることも可能）。

幼稚園・保育所課題等検討部会、社会養護検討部会で検討

2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ▼保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない。
- ▼教育・保育における確保方策の設定にあたっては、29年度末までの待機児童解消を目指す。
- ▼特別な支援が必要な子どもについて、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設等の受け入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行ったうえで、教育・保育の提供体制を確保する。
- ▼当分の間、市等が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保についても記載できる。

※量の見込みと確保内容により需給調整がはたらき、新たな施設整備や既存施設の定員増が出来なくなる場合があることに留意。

※地域型保育事業、認可外保育所の取り扱い

幼稚園・保育所課題等検討部会で検討

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

▼地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要で、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

※それぞれの事業について、
現在の実施内容は適切か（達成状況に過不足はないか）
課題認識は的確か
対象者や実施方法などについて、新たな視点は考えられないか など

- (1) 利用者支援に関する事業
- (2) 時間外保育事業
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）
- (9) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児対応、就学後を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- (10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児対応）
- (11) 子育て援助活動支援事業（就学後）
- (12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

社会養護検討部会で検討

第6章 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）

▼計画は、出雲市子ども・子育て会議において毎年度点検・評価を行う旨を記載。

・特に、前章の「量の見込み」「確保の内容」については、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに実施。

・前章の「量の見込み」「確保の内容」について、必要がある場合は3年目を目途に計画を見直す旨を記載。

→これにより、本市における計画の推進体制（PDCAサイクル）を確保。

<p>※「いきいきこどもプラン」の基本的な取り組み方針も取り込みつつ、基本指針を基に策定する。</p>	<p>いきいきこどもプラン</p>
	<p>[基本的な取り組み方針（第3章 Ⅲ）]</p> <p>▽総合的・計画的な施策展開を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内部では全庁的な連携をもった施策展開を図るとともに、地域や関係機関と協力した総合的な施策を推進する。 ・より効果的な施策推進のため、計画的・横断的に取り組む。 <p>▽実質的な総合調整が可能な体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と幼稚園、小学校、中学校、関係機関が相互に連携をとり、一人ひとりの子どもの育ちを総合的・継続的に支援することのできる体制づくりを推進する。 ・家庭・学校・地域・関係機関等地域社会の構成員がお互いに関心をもち、子どもの幸せを第一に考えた社会の仕組みづくりができるような取り組みを進める。

資料編

※基本的に「いきいきこどもプラン」の項目を引き継ぐ。	いきいきこどもプラン
<ul style="list-style-type: none">・ <u>出雲市子ども・子育て会議条例</u>・ <u>出雲市子ども・子育て会議規則</u>・ <u>出雲市子ども・子育て会議委員名簿</u>・ 認可保育所一覧・ 認可外保育所一覧・ 幼稚園一覧・ <u>認定こども園一覧</u>・ 児童クラブ一覧・ 子育てサークル一覧・ 子育て支援センター一覧・ 子育て支援の状況	<ul style="list-style-type: none">・ いずも次世代育成支援地域協議会設置要綱・ いずも次世代育成支援地域協議会委員・ 認可保育所一覧・ 認可外保育所一覧・ 幼稚園一覧 ・ 児童クラブ一覧・ 子育てサークル一覧・ 子育て支援センター一覧・ 子育て支援の状況